

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター生活資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)が勤労者の生活の安定と向上に資するため行う、生活資金(以下「資金」という。)を融資することについて必要な事項を定めるものとする。

(融資の対象者)

第2条 資金の融資を受けることができる者は、この資金の融資を取り扱う金融機関(以下「取扱金融機関」という。)との融資契約時において、企業に勤務している勤労者で、センター会員に関する規則第4条の規定により加入承認を受けた会員とする。

2 前項の規定にかかわる事業主について、資金使途内容を限定して、この融資制度を受けることができる。[資金使途内容 2、4、7]

3 前々項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、この融資制度を受けることができない。

(1) 継続会員

(2) 生活資金の融資を受け、その償還を終えていない者

(3) 会員期間が6箇月未満の者

(4) 同一事業所の勤務年数が1年未満の者

(5) 年齢が満18歳未満の者

(6) 前各号に定める者のほか、理事長が適当でないと認めた者

(融資の内容等)

第3条 資金の融資内容等は、別表のとおりとする。

(融資の方法)

第4条 センターは、予算で定める範囲の融資資金を取扱金融機関に無利息で預託し、融資を行わせるものとする。

(取扱金融機関の指定)

第5条 取扱金融機関は、中央労働金庫厚木支店とする。

(取扱金融機関の義務)

第6条 取扱金融機関は、第4条の規定による預託金を原資として、融資の総額は預託金の1.0倍に相当する額とする。

2 取扱金融機関は、融資の申込みを受けた場合は、直ちに必要な審査を行い、融資することを決定したものについては、速やかに融資するものとする。

3 取扱金融機関は、勤労者生活資金実績報告書により、当該月分の融資実績を翌月10日までに理事長に報告しなければならない。

(融資の手続き)

第7条 融資を受けようとする者は、取扱金融機関の融資申込書に、次に掲げる書類を添付して申し込むものとする。

(1) 本人確認ができる書類

(2) ハートピア会員証の写し

(3) その他取扱金融機関が必要とする書類

(融資の取消し)

第8条 理事長は、資金の融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資金の融資を取り消すことができる。

この場合において、理事長は、取扱金融機関にその旨を通知するものとする。

(1) 会員の資格を喪失したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により資金の融資を受けたとき。

2 取扱金融機関は、理事長から前項の通知を受けたときは、当該融資により資金を借り受けた者から未返還額の全額を一時に返還させるものとする。

(調査等)

第9条 理事長は、必要があると認めたときは、取扱金融機関の融資状況を随時調査し、又は報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。

2 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記前に発生した財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター生活資金融資要綱による融資事由については、この要綱による融資事由とみなす。

3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

5 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

7 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以降新規生活資金融資の取り扱いを停止する。

別表（第3条関係）

項 目	内 容
資金使途	1 自己の居住の用に供する家屋の増改築に要する資金 2 現に養育している者の学校の入学に要する資金 3 同居の親族の冠婚葬祭に要する資金 4 自己又は同居の親族の医療に要する資金 5 自己又は同居の親族が使用する耐久消費材の購入に要する資金 6 自己の余暇活動に要する資金 7 その他理事長が認める資金
融資限度額	200 万円以内
融資利率	取扱金融機関と協議し決定した利率
償還期間	60 箇月以内
償還方法	元利均等割賦返還
信用保証料	取扱金融機関の規定による。
<p>備考（資金融資の内容）</p> <p>1 家屋の増改築に要する資金とは、家屋の付帯設備、工作物（塀、排水溝等）及び家屋の修繕を含む。</p> <p>2 入学に要する資金とは、入学金、授業料、付帯設備費等進学に際し教育施設に納付する資金、受験のための受験料、宿泊料及び進学に必要な教科書代、制服制帽代、下宿の敷金、礼金等を含む。</p> <p>3 冠婚葬祭に要する資金とは、結婚式、新婚旅行、葬式及び墓地墓石の購入に要する費用とする。</p> <p>4 医療に要する資金とは、病気の治療費及び病院等が請求する金額及び看護料とする。</p> <p>5 耐久消費財に要する資金とは、生活の向上、改善に必要な家具、家庭用電化製品、自動車、自転車をいう。</p> <p>6 余暇活動に要する資金とは、観光旅行及びレクリエーション用具等の購入費用をいう。</p> <p>7 その他理事長が認める資金とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 本人又は同居の親族が遠方での冠婚葬祭に出席するための交通費等</p> <p>(2) 本人又は同居の親族が帰省に要する交通費等</p> <p>※ 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校のほか、各種学校を含む。</p> <p>※ 「同居の親族」とは、3親等以内とする。</p>	